破産管財人変更

平成２１年（フ）第２０８６号
大阪府八尾市泉町１丁目137番１号
破産者　大願興産株式会社
破産管財人　宇田　浩康が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　福田あやこ
平成23年９月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１３号
大阪府八尾市泉町１丁目137番１号
破産者　有限会社大観ビル
破産管財人　宇田　浩康が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　福田あやこ
平成23年９月13日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集及び免責申立てに関する破産者審尋期日

平成１５年（フ）第４０４号破産事件
平成１５年（モ）第１４０１号免責申立事件
福岡県大牟田市天神町３番地１、破産決定時の住所福岡県大牟田市大字草木364番地１
破産者　西山　和男
１　債権者集会の期日、破産者審尋の期日　平成23年11月30日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年９月14日
福岡地方裁判所大牟田支部

債権者集会招集

平成１５年（フ）第４０２号
福岡県大牟田市大字草木364番地の１
破産者　株式会社ニシヤマ
１　期日　平成23年11月30日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年９月14日
福岡地方裁判所大牟田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１３０号
山口県岩国市青木町３丁目８番９号、開始決定時の住所山口県岩国市室の木町４丁目87番10号
破産者　濵名　幸生
異議申述期間　平成23年10月20日まで
平成23年９月20日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２１３号
山口県下松市大字西豊井1211番地
破産者　株式会社タハラ事務機
異議申述期間　平成23年10月21日まで
平成23年９月20日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３３８号
福岡市城南区鳥飼６丁目１番24―102号、開始決定時の住所福岡市西区野方４丁目19番11号
破産者　石村壽美雄
異議申述期間　平成23年11月14日まで
平成23年９月12日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５１号
福岡県春日市伯玄町２丁目45番地の１
破産者　大正建設株式会社
異議申述期間　平成23年11月16日まで
平成23年９月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３０号
福岡市博多区板付６丁目３番23号
破産者　有限会社眞鍋ステンレス工業
異議申述期間　平成23年11月16日まで
平成23年９月16日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８８５号
京都市左京区修学院檜峠町47番地11
破産者　石田　隆夫
免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
平成23年９月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第２９０号
新潟市西蒲区下山399番地
破産者　髙橋富美代
１　決定年月日　平成23年９月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１００３号
山形市緑町１丁目６番45号
清算株式会社　株式会社田丸
１　決定年月日　平成23年９月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第２０６２号
東京都千代田区神田駿河台１丁目５番地５
清算株式会社　株式会社ジーアンドエル
１　決定年月日　平成23年９月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第２１号
大阪府堺市西区築港新町３丁28番地
再生債務者　中央鉄工株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階　塩路法律事務所　弁護士　塩路　広海
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第６号
千葉県市川市田尻１丁目10番20号
再生債務者　東栄印刷紙器株式会社
１　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年11月30日から平成23年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再）第１８号
大阪府八尾市跡部本町３丁目２番18号、営業所大阪府東大阪市柏田西１―14―16
再生債務者　川村合金鋳造所こと　川村　孝義
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年12月２日から平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第９号
宮崎県西都市大字下三財3436番地
再生債務者　多田産業株式会社
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年11月25日から平成23年12月16日まで
宮崎地方裁判所民事部